



製造業の経営者の皆様へ

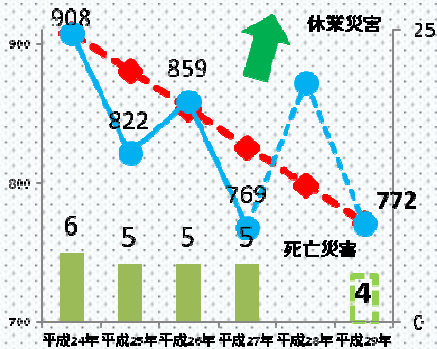
STOP!!
～労働災害～

人口減少社会では、人材の確保・定着が企業にとって重要な課題です。
そのためには、安全な職場の実現(STOP労働災害)が重要です。

休業災害は、平成28年で対前年同期比13.0%増、はさまれ・巻き込まれ災害概ね4分の1、転倒災害増加、転倒災害の休業見込み1か月以上約6割

広島第12次労働災害防止計画(製造業)
(期間:平成25年～平成29年)

転倒、はさまれ・巻き込まれ災害の発生割合(製造業)



	転倒	はさまれ・巻き込まれ
平成26年	18.5%	24.0%
平成27年	16.1%	27.2%
平成27年7月	15.1%	28.1%
平成28年7月	17.8%	23.0%



年齢階級別転倒、はさまれ・巻き込まれ災害の発生割合(平成27年)

転倒災害休業見込み(平成27年)

	1か月以上	3か月以上
全産業	56.4%	13.4%
転倒	64.4%	12.9%
製造業	54.1%	11.0%
転倒	57.4%	9.4%

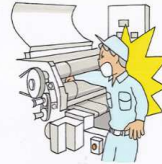
	製造業	
	転倒	はさまれ・巻き込まれ
20代未満	2.4%	1.6%
20代	15.0%	6.3%
30代	17.8%	9.4%
40代	25.3%	24.4%
50代	19.4%	24.4%
60代以上	20.0%	33.9%

死亡災害は、墜落・転落で多発、平成28年、激突され、はさまれ・まき込まれの死亡災害発生

死亡災害の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全産業	28	24	24	8
交通事故	5	3	10	0
製造業	5	5	5	3
墜落・転落	1	2	2	0
激突され	2	0	1	2
はさまれ・巻き込まれ	0	1	0	1



注:平成28年は、7月31日現在である。

死亡災害の発生状況(製造業)

発生年	発生月	No.	年齢	職種	経歴(年数)	事故の型	災害発生状況	
							発生状況	結果
27年	1月	1	50代	塗装工	25	墜落・転落	造船所のドック内において、修繕船の塗装作業中、足を踏み外し、高さ約9メートル下のドック底に転落した。	死亡
	5月	2	60代	製造作業員	6ヵ月	墜落・転落	商品の移動作業中に、エレベーターの2階昇降路開口部から約4メートル下の1階に墜落した。	死亡
	8月	3	30代	組立工	2	崩壊・倒壊	船体ブロック組立て作業中、身を乗り出して側壁を支えるレバーブロックを巻いていたところ、側壁が倒れ、側壁とブロックとの間で顔面及び頭部を強打した。	死亡
	8月	4	40代	保安業務員	2	有害物等との接触	木造家屋解体に伴う掘削したガス管の閉止作業中、掘削した穴の中で意識を失った。	死亡
28年	9月	5	60代	管理者	37	激突され	同僚が駐車場(コインパーキング)に置いた車を出そうとしたところ、運転を誤り、車のドアと精算機の間にはさまれた。	死亡
	3月	1	40代	作業員	19	はさまれ・巻き込まれ	走行してきたクレーンのサドルと手すりの間にはさまれた。	死亡
	7月	2	60代	清掃作業員	8	激突され	フォークリフトを使用し角材を運搬していた際、嘱託社員をバック走行中に轢いた。	死亡
	7月	3	20代	運転者	7	激突され	台車を運転中、交差点内を横切った台車が接触したため、運転席を降りて前に出たところ当該台車に接触したものの。	死亡

転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止を重点に職場総点検の実施を！
TOPの決断！ → 安全TOP企業 → TOP人材確保・定着へ



広島労働局(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館)

～広島労働局から「一億総活躍社会の実現に向けて」のお願い～
企業の生産性の向上のため、働き方改革(女性の活躍)、正社員化が有効！！



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出しましょう！！
取組が優秀な事業主は厚生労働大臣の認定を目指しましょう！！

★一般事業主行動計画の策定・届出

301人以上の企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②行動計画の策定、社内周知、公表、③都道府県労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています(300人以下の企業は努力義務)。

★厚生労働大臣の認定

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優秀な事業主は一定の認定基準に基づき厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを使用し、女性の活躍推進企業であることをPRすることができます。



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう！！

★一般事業主行動計画の策定・届出

101人以上の企業は、①行動計画の策定、社内周知、公表、③都道府県労働局への届出が義務づけられています(100人以下の企業は努力義務)。

★厚生労働大臣の認定

一定の要件を満たした場合は厚生労働大臣の認定(くるみん)を受けることができ、また、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った場合は、厚生労働大臣の特例認定(プラチナくるみん)を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(くるみん、プラチナくるみん)を使用することができ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。

公表の掲載先として女性の活躍・両立支援総合サイト内にある次のサイトをご活用ください。

- ①女性の活躍推進企業データベース、②両立支援のひろば両立支援総合サイト(一般事業主行動計画公表サイト)、③ポジティブ・アクション情報ポータルサイト(ポジティブ・アクション応援サイト、女性の活躍推進宣言コーナー)、



若年雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定)を目指しましょう！！

★労働局長の認定

一定の要件を満たした場合は労働局長の認定(ユースエール認定)を受けることができ、①認定マークの使用が可能、②若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算、③公共調達における加点評価などのメリットを受けることができます。なお、認定企業は、厚生労働省のユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システムに掲載されます。

働く職場のあんぜんプロジェクトへ参加登録しましょう！！

労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組むものとして、その安全活動の状況、労働災害の発生状況等を厚生労働省のあんぜんプロジェクト登録サイトに登録し公表できます。

広島県の最低賃金は769円です。(平成27年10月1日発効)



広島労働局(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館)